通学における交通安全の確保



通学路の交通安全確保に関する取組

平成24年4月以降、登下校中の児童生徒等が巻き込まれる事故が相次いで発生していることを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携・協力し、通学路の交通安全の確保に関する取組を実施。

主な事故の概要

- ・京都府亀岡市(4月23日) 登校中の児童等の列に車が突入し、児童2人と保護者1人が死亡、7人が重軽傷
- ・千葉県館山市(4月27日) 登校のためバス停で待っていた児童に自動車が突入し、児童1人が死亡
- ・愛知県岡崎市(4月27日) 登校のため横断歩道を渡っていた児童に自動車が突入し、児童2人が負傷
- ・愛知県小牧市(5月7日) 登校のため横断歩道を渡っていた中学生を自動車がはね、生徒1人が重体
- ・徳島県阿波市(5月7日) 自転車で下校中の高校生4人の列に自動車が突入し、生徒1人が死亡、3人が重軽傷
- ・大阪府大阪市(5月14日) 集団下校中の児童を自動車がはね、児童1人が死亡

通学路の交通安全の確保にむけた取組状況

1 通学路の緊急合同点検結果に基づく対策

平成24年に、全国において通学路の緊急合同点検を実施し、74,483箇所の対策必要箇所が判明したことから、文部科学省、国土交通省、警察庁の三省庁において対策の検討を各都道府県に対して要請。

その後、学校、教育委員会、道路管理者及び都道府県警察が連携して対策必要箇所に対する対策を行い、三省庁において実施状況の調査を毎年行っている。

※平成28年度末時点における対策済箇所の割合 95.8%

2 通学路の交通安全の確保に向けた推進体制の構築等

平成25年12月に定期的な通学路の合同点検と対策を実施するとともに、対策効果の把握とそれを踏まえた改善・充実等を継続的に取り組むための推進体制の構築や基本的方針の策定等を都道府県等に対し依頼。

※平成28年度末時点における推進体制の構築割合(市区町村単位) 95.2%

学校における交通安全教育

学校における交通安全教育の考え方

○文部科学省交通安全業務計画

「学校においては、(中略) 交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を 尊重する良き社会人を育成するため、家庭や地域社会との密接な連携を図りながら、幼児児童生徒の心身の発達段階や地域の 実情に応じ、交通安全教育を計画的かつ組織的に行うこと。」

○第2次学校安全の推進に関する計画

施策目標5「全ての学校において、学校教育活動全体を通じた安全教育を実施する。」※安全教育=交通安全教育、防災教育、防犯教育等

教育委員会等の関係機関へ各種会議・通知等を通じ、学校等における適切な対応について、指導を依頼

交通安全教育に係る指導者の養成



○学校安全指導者養成研修

→各都道府県・指定都市等の指導者(リーダー) を養成 ※都道府県等の指導主事が参加





- ○学校安全教室推進事業(委託事業)
- ○都道府県等が独自で実施する研修
- →各学校の中核となる教職員を養成



交通安全教育に関する資料・教材の作成・配布等

○教職員向け 学校安全資料 (冊子、DVD)









○児童生徒向け 指導用教材 (リ-フレット、DVD)







学習指導要領等における交通安全教育

○安全に関する指導⇒体育科(保健体育科)、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動、総合的 な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること

(例)体育科(保健体育科)において学校段階に応じて身に付けるべき事項の例

【幼稚園等】

○交通安全の習慣を 身に付けるように すること

【小学校】

○交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気づくこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であることを理解すること

【中学校】

- ○交通事故や自然災害などによる傷害は、 人的要因や環境要因などが関わって発生 することについて理解を深めること
- ○交通事故等による傷害の多くは安全な行動、環境の改善によって防止できること について理解を深めること

【高等学校】

○交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備が関わること。また、交通事故には責任や補償問題が生じること。(二輪車や自動車を中心に取り上げるものとする)

交通安全教育に関する資料・教材の作成・配布等

【児童生徒向け指導用教材】

- ○「安全に通学しよう~自分で身を守る、みんなで守る~」 (小学生向け指導用DVD)(平成25年3月) 児童が巻き込まれやすい交通事故の典型パターンを具体的に示す など、児童自らが取得した知識に基づいて的確に判断し、迅速に 安全行動をとることができるようになることを目的とした教育教材。
- 〇「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」 (中学生・高校生向け指導用DVD)(平成24年3月) 日常生活の中でありがちな状況を再現した事例映像や、自転車 についての資料映像等、自転車の乗り方を見直すとともに社会 の安全を守る意識を深めることを目的とした教育教材。









○小学校低学年向けリーフレット 「くいずでまなぼう!たいせつないのちと あんぜん」(平成26年3月~)

交通安全等に関して児童に身に付けさせたい内容を、それぞれの「おやくそく」としてまとめ、児童自身が考えながら学べる教育教材。

(毎年度、新一年生全員に配付)

交通安全教育に関する資料・教材の作成・配布等

【児童生徒向け指導用教材の具体例】

○「安全に通学しよう~自分で身を守る、みんなで守る~」 (小学生向け指導用DVD)(平成24年3月)

通学時に児童が自ら安全な行動をとれるようにする ため、交通安全、防犯を含む生活安全、災害安全の 各領域で必要な知識等を身に付け、自らが危険を判 断し回避する力を身に付けることができる内容と なっている。

DVDに同梱の

危険予測・回避能力を育成する「ワークシート」

_{アークシート 低学年用} 『おうだんをかんがえる』

あなたは ともだちを さそって、がっこうに いきます。 この みちじゅんで どうろを あるくとき、どのような あぶないことが あるでしょうか? あぶないことを かんがえてみましょう。





〔教材の目的〕

- 1. 発達段階に応じて活用できる 児童の発達の段階に応じた内容構成となっており、 危険予測や回避のトレーニングとしても活用できる。
- みんなで考えながら学習できる
 適宜、映像を一時停止させて、考えたり話し合ったりしながら活用できる。

自分たちで考えた安全な横断の仕方を、発表して話 し合うことができる場面も用意。

- 3. 自由に組み合わせて活用できる 領域毎の指導や領域を組み合わせて指導することも 可能。学校や地域の実態に応じた内容を選んで指導す ることができる。
- 4. 短時間での指導にも活用できる それぞれのチャプターは10数分程度で、短時間 (朝の会や帰りの会) での活用も可能。